

建設業における労働災害防止対策及び法改正等説明会を実施しました

松山労働基準監督署

松山労働基準監督署では、平成 30 年 10 月 26 日（金）、建設業における労働災害防止対策及び法改正等説明会を開催し、延べ 22 社の方に参加いただきました。

当署管内における建設業での労働災害は、平成 27 年以降増加傾向にあり、平成 30 年（9 月末現在）には、建設業に関連する死亡災害が 5 件（うち 1 件は建設現場における交通労働災害）発生しています。

説明会では、建設業で労働災害が増加している現状を認識いただき、建設業における安全衛生管理として自主的な労働災害防止活動を実践し、より一層、安全衛生管理水準の向上を図っていただくこと、墜落制止用器具に関する法令改正（平成 31 年 2 月 1 日施行）について説明すること等を目的に開催しました。

説明会では、墜落制止用器具に関する法令改正の説明以外にも、足場の組立て等に関する内容、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）による健康障害の防止対策の徹底、はしごや脚立を使用する際の注意点、建物を解体改修する際の注意点（石綿等）、労働安全衛生法に基づく健康診断や健康診断実施後の措置、屋外でアーク溶接等を行う場合の呼吸用保護具の使用等について説明し、労働安全衛生関係法令に規定されている措置等についてご理解をいただきました。

また、働き方改革関連法に関する労働時間法制度等（平成 31 年 4 月 1 日から順次施行）について、残業時間の上限規制や年 5 日の年次有給休暇取得の義務付け等の「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するための施策について説明しました。

説明会に参加いただいた皆様には、説明内容を事業場内で周知し、今後の労働災害防止や労務管理に役立てていただきますようお願いいたします。



冒頭挨拶で労働災害防止について話す横山署長